第1 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項

- 国民健康保険は市町村単位で運営しているため、小規模保険者が多く財政が不安定になりやすく、また、事務処理の実施方法にばらつきがある等の 財政運営及び事業運営の課題がある。
- 〇 このような現状を改善し、国民健康保険制度の安定的な運用が可能となるようにするため、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険の運営 を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を担う。
- 〇 新制度において、県と市町村が一体となって、国民健康保険の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化 を推進するために、県内の統一的な方針として、和歌山県国民健康保険運営方針を定める(国民健康保険法第82条の2)

【対象期間】

○ 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間。以降、3年ごとに見直し

【参考】 【県と市町村の役割分担】 県 市町村は、県が決定した 市町村 納付金を県に納付 ・資格管理・保険料(税)の決定、賦課 ・市町村ごとの納付金を決定 ・市町村ごとの標準保険料(税)率を提示 •保険給付 財政安定化基金の運用 保健事業 ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進 県は、給付費に必要な費 用を全額市町村へ支払

第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

【現況】

〇 被保険者

世帯数・被保険者数は年々減少

| | H22 | H24 | H26 | H27 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 世帯数(千世帯) | 178 | 175 | 170 | 166 |
| 被保険者数(千人) | 324 | 312 | 298 | 287 |

〇 医療費

1人当たり医療費は増加傾向、医療費の格差は市町村間で約1.7倍

| | H25 | H26 | H27 | 参考 |
|------------|---------|----------|----------|-------------------------------|
| 医療費(1人当たり) | 226 000 | 335,827円 | 355,180円 | 最高:北山村 469千円 最低:みなべ町 271千円 |
| | 320,800 | | | 最低·みなべ町 271千円 |

1人当たり調定額は全国よりも低い。収納率は上昇傾向であるものの、都市部を中心に低い状況。

| | | H25 | H26 | H27 | 参考 |
|----------|----|---------|---------|---------|----------------|
| 1人当たり調定額 | 県 | 88,473円 | 87,841円 | 87,437円 | |
| | 全国 | 93,175円 | 93,203円 | 92,124円 | |
| 収納率 | | 91.97% | 92.37% | | 最高:九度山町 98.91% |
| | | | | | 是任·知勁山市 80.36% |

〇 財政状況

実質的単年度収支では赤字市町村が過半数。法定外一般会計繰入は市町村で大きな差

| | 実質的単年度収支 1人当たり法定外一般会計繰入 |
|-------------|--------------------------|
| 財政状況(H27年度) | 黒字市町村 赤字市町村 県平均 3,718円 |
| | 13 17 最高·大地町 45 477円 |

【将来の見通し】

○ 平成27年度から平成37年度にかけて、被保険者数は約16%減少、1人当たり医療費は約16%増加。

〇 県地方税回収機構を活用した徴収技術の向上

〇 保険者規模別に6段階の収納率目標を設定

〇 収納担当職員に対する研修会の実施

【財政収支の改善に係る基本的な考え方】

○決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入については解消・削減していく。

【赤字解消・削減の取組、目標年次等】

○県と市町村が十分協議を行い、赤字保険者ごとに目標年次及び取組を別途定める。 平成39年度までに県内全ての市町村で赤字解消を目指す

【財政安定化基金の運用】

- 給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合には、県及び市町村に対し、貸付又は 特別な事情が生じた場合に交付を行う
- 平成35年度までの特例として、激変緩和措置等による交付を行えることとする (詳細は「第31)

第3 市町村ごとの納付金の算定方法に関する事項

- 市町村は、県が決定した納付金を納めるために標準保険料(税)率を参考に料(税)を決定し賦課・徴収。
- 医療費水準反映係数「α」 → α=1とし、医療費水準を反映(医療費格差が約1.7倍存在)
- 〇 県に交付された保険者努力支援制度の交付金は、県全体の納付金から差し引く

【激変緩和措置】

○ 本来集めるべき1人当たり保険料(税)が一定割合以上増加すると見込まれる場合に、激変緩和措置を実施。

第6 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われ、必要な者に必 要な保険給付が着実になされるようにするために取り組む。

第5 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事

安定的な財政運営の大前提として保険料(税)の適正な徴収の実施のために取り組む

【主な取組】

【収納対策の実施】

【収納率日標】

〇 県繰入金による支援

- 〇 療養費の支給の適正化
- 〇 レセプト点検の充実強化
- 〇 第三者求償や過誤調整等の取組強化
- 〇 県による保険給付の点検、事後調整
- 高額療養費の多数回該当の取扱い

第7 医療費の適正化の取組に関する事項

支出面の中心となる医療費について適正化を行うことで、国保財政の基盤を強化する 【主な取組】

- 〇 データヘルス計画の作成促進
- 特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上
- 〇 ジェネリック医薬品の利用率向上
- 〇 医療費適正化計画に定める取組との整合性
- 〇 将来的な保険料(税)を目指す前提として、県内医療費水準の平準化が実現できるよう

第8 市町村が担う事務の広域化及び効率的な運営の推進に関する事項

県は、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化に取り組む 【主な取組】

- 市町村ごとに事務のばらつきがみられる事項について、事務処理の標準化を進める
- 効率化や経費節減を図るため、更なる事務の共同化を検討

第9 その他

- 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携 →国保事業と他サービス等の連携による事業の実施に努める
- 〇 市町村連携会議及び作業部会の開催
- →平成30年度以降も引き続き開催

【納付金制度の概要】

- 新制度では、県は、県全体の費用を推計し、市町村が保険料(税)として徴収すべき額を算定し、市町村ごとに 所得・被保険者等のシェアによる按分で、市町村ごとの納付金を決定。その際標準保険料(税)率も示す(「第4」)
- 保険料(税)を財源として県に納付金を支払う。

【納付金の算定方法】

- 厚労省ガイドラインに基づき、県全体の必要額を所得・人数のシェアに応じ按分し、医療費水準を反映して配分 【納付金算定に使用する係数】
- 所得シェア反映係数「β」 → β=約0.77とし、全国平均と比較した本県の所得水準に応じて設定 【保険者努力支援制度の都道府県分の扱い】

第4 市町村ごとの標準保険料(税)の算定方法に関する事項

標準的な住民負担の見える化が図れるよう、標準的な保険料(税)率を示す。 【保険料(税)の統一】

- 本県では、市町村の医療費の格差があることから、平成30年度は保険料(税)は統一しない。 一方、将来的には平成39年度の期間で保険料(税)統一を目指すこととする。
- →前提として、医療費水準の平準化が必要なことから、その実現に向けて医療費適正化に取り組むこととする

【標準的な算定方式等】

- 算定方式・・・3方式(所得割、均等割、平等割)
- 収納率・・・各市町村の過去5年間の平均収納率
- 試課限度額・・・政令基準通り
- 賦課割合···所得割:均等割:平等割=50:35:15
- 所得シェア反映係数「β」···β=1